

令和5年1月総会

議 事 録

島 田 市 農 業 委 員 会

- 1 開催日時 令和5年1月16日(月)  
開会 13時28分 閉会 14時25分
- 2 開催場所 市役所会議棟 大会議室
- 3 出席委員 14名
- |          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 大塚 壹   | 2 久保田 哲  | 3 柴田 重雄  | 6 園田 睦子  |
| 7 田代 昌晴  | 9 仲山 和彦  | 10 増本 努  | 11 松本 禎夫 |
| 12 八木 純子 | 13 提坂 幸一 | 14 松下 宣良 | 17 鈴木 芳信 |
| 18 森 孝雄  | 19 山下 忍  |          |          |
- 4 欠席委員 4名
- |         |         |          |         |
|---------|---------|----------|---------|
| 4 進士 晴弘 | 5 鈴木 清壽 | 15 森西 正昭 | 16 鈴木 聡 |
|---------|---------|----------|---------|
- 5 議事日程
- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 報告 第44号 農地法第3条の3第1項の届出について  
第45号 農地法第18条第6項の通知について  
第46号 畑作転換の届出について  
第47号 農業用施設証明願について  
第48号 農地転用の届出について  
第49号 農地利用配分計画書の通知について
- 第3 議案 第62号 農地法第3条(所有権移転)について  
第63号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積(下限面積)」について  
第64号 農地法第5条について  
第65号 非農地証明願について  
第66号 農用地利用集積計画について
- 6 農業委員会事務局職員
- |          |       |
|----------|-------|
| 係 長      | 磯口 薫  |
| 主 査      | 櫻井 暢子 |
| 主 事      | 石原 裕之 |
| 主 事      | 藤原 敬志 |
| 会計年度任用職員 | 鈴木 高雄 |

## 7 会議の概要

○会長（山下 忍） ただいまから令和5年島田市農業委員会1月総会を開催します。

本日の総会を開催するにあたり、本日の委員の出席状況を報告いたします。4番進士晴弘委員、5番鈴木清壽委員、15番森西正昭委員、16番鈴木聡委員から欠席の届出がありました。

出席委員が定数に達しておりますので、これより本日の総会を議事日程により進めていきたいと思っております。

○議長（山下 忍） 本日の総会の議事日程につきまして、事務局から説明を求めます。

○事務局（磯口係長） （議事日程を朗読）

〔日程第1 議事録署名人の指名〕

○議長（山下 忍） それでは本日の議事録署名人を決めたいと思います。私から指名させていただくことでご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） それでは、議事録署名人は、10番の増本努委員、12番の八木純子委員にお願いいたします。

次に会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の磯口係長を指名いたします。

〔日程第2 報告〕

○議長（山下 忍） それでは、報告第44号から報告第49号まで一括上程いたします。事務局の説明を求めます。なお、ご意見ご質問は、後ほど一括してお願いします。

（報告第44号 農地法第3条の3第1項の届出について）

○事務局（磯口係長） それでは、ご説明いたします。まず1ページです。

報告第44号 農地法第3条の3第1項の届出について  
下記のとおり農地の権利取得の届出があったので報告する。  
令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、14件です。

2ページから5ページになります。

報告第44号につきまして、別紙のとおり14件の届出がございました。

これらの内容ですが、取得の理由は、全て相続によるものです。

また、あっせん等の希望があるものは、2番、13番の2件です。

それぞれの案件におきまして、耕作放棄地や転用許可済地など管理において適切な手続きや指導が必要な土地については随時行ってまいります。

報告第44号農地法第3条の3第1項の届出につきましては以上になります。

（報告第45号 農地法第18条第6項の通知について）

次は6ページになります。

報告第45号 農地法第18条第6項の通知について

下記のとおり賃貸借の合意解約の通知があったので報告する。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、6件です。

ページ変わります。

賃貸人、賃借人及び土地の所在等については記載のとおりです。1番と2番は、農地中間管理機構を活用した貸借の解約、1番から4番は、次の耕作者が決まっています。6番は今月案件の利用集積計画による所有権移転の関連です。いずれも離作補償はなし。全て基盤法による解約です。

報告第45号 農地法第18条第6項の通知につきましては以上になります。

(報告第46号 畑作転換の届出について)

次に、8ページになります。

報告第46号 畑作転換の届出について

下記のとおり畑作転換の届出があったので報告する。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、1件です。

ページ変わります。

届出人は相賀の〇〇〇〇さん、所在地は伊太の田、現況田の農地7筆、面積は726.33㎡、普通畑(野菜)としての利用です。

理由ですが、当地は農業用水の排水に支障があるため、作業の効率化を図るため、50cmの盛土を行い、畑として管理を行いたいとのことです。

畑作転換のための盛土は、将来的な宅地への造成を懸念することから50cm程度を上限としており、申請も盛土は50cmとのことで事務局としてはやむを得ないと考えております。

報告第46号 畑作転換の届出については以上となります。

(報告第47号 農業用施設証明願について)

次は10ページになります。

報告第47号 農業用施設証明願について

農地法第4条第1項第9号及び同法施行規則第29条第1項に定める農業施設について、次のとおり証明願があったので報告する。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、1件です。

ページ変わります。

申請者は東町の〇〇〇〇さん。

申請地は東町の畑906㎡の内50㎡。

目的は農業用物置で、鉄骨平屋造、施設面積は50㎡、トラクター、コンバイン、田植機の保管に使用します。

場所は六合東小学校から南西に約300mに位置しています。

報告第47号 農業用施設証明願につきましては以上になります。

(報告第48号 農地転用の届出について)

次は12ページです。

報告第48号 農地転用の届出について

下記のとおり農地法第5条第1項ただし書きに該当する農地転用の届出があったので報告する。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

ページ変わります。

譲受人は島田市長染谷絹代（建設課）、譲渡人は牛尾の〇〇〇〇さんです。

届出地は牛尾の畑1筆、田2筆の合計3筆で、面積は154㎡です。転用区分は道路になります。

場所は五和小学校から東へ約300mに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）です。

転用理由ですが、市道島竹下線改良事業で、道路交通の安全確保、五和小学校児童の安全確保を目的とした車道拡幅及び歩道整備になります。

報告第48号 農地転用の届出については以上です。

（報告第49号 農地利用配分計画書の通知について）

次は14ページになります。

報告第49号 農地利用配分計画書の通知について

下記のとおり農地中間管理事業に係る農地利用配分計画書の通知があったので報告する。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

ページ変わります。

こちらですが、受け手の変更によるものです。

権利を設定するもの（貸付人）は静岡県農業振興公社（農地中間管理機構）です。

借受人は、湯日の〇〇〇〇さん

権利を設定する土地は、阪本の田2筆、計3,820㎡です。

権利の種類は、賃借権で、作物は野菜、設定期間は令和5年1月1日から令和6年5月31日迄、1年5か月です。

以上、報告第44号から第49号の説明となります。

○議長（山下 忍） 報告第44号から第49号までの説明が終わりました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） 第46番の畑作転換ですが、現地調査会の説明で耕作中に亡くなったと聞きましたが、お亡くなりになった方ですか。

○事務局（櫻井主査） 申請者のお母さまにあたる方が亡くなりました。

○議長（山下 忍） 他にご意見ご質問はありませんか。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご意見も無いようですので、報告案件については以上となります。

〔日程第3 議案〕

○議長（山下 忍） 議案第62号 農地法第3条（所有権移転）について上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第62号 農地法第3条（所有権の移転）について）

○事務局（磯口係長） 16ページをご覧ください。

議案第62号 農地法第3条（所有権の移転）について

下記のとおり所有権の移転の申請があったので、許可するものとする。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数、1件です。

ページ変わります。

譲受人は、金谷扇町の農業〇〇〇〇さん、耕作面積13,580㎡、耕作従事日数は本人が230日、妻180日です。

譲渡人は、伊太の〇〇〇〇さんです。

申請地は金谷富士見町の農地1筆、面積は650㎡、区分は売買です。

譲渡人は、申請地を耕作できない為、農地を譲り渡したいと思っており、申請地及び隣地を耕作している、譲受人と協議を行ったところ話がまとまったため申請に及びました。

場所は、旧金谷中学校跡地から西に約500m、お茶の郷ミュージアムより西に約1kmに位置しています。適正に管理されることが見込まれることから、許可もやむを得ないと考えます。

説明は以上です。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問もないようでございますので採決いたします。

この議案第62号の農地法第3条（所有権の移転）、1件について、許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この1件につきましては、申請書の提出どおり許可することにいたします。

○議長（山下 忍） 議案第63号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第63号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について）

○事務局（磯口係長） それでは、18ページをご覧ください。

議案第63号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積（下限面積）」について

農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積（下限面積）を、次のように見直すものとする。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下 忍

ページ変わります。

申請地は川根町笹間下の畑1筆で面積は219㎡。

空き屋に付随する農地として空き屋バンクに登録された農地であり、4月の総会にて別段面積を適用し、5月総会にて3条で空き家付き農地として売買された案件から1筆申請漏れがあったとのことで、今回追加で申請がありました。

本案件は、島田市空屋等対策計画に基づき空き屋に付随した農地の権利取得に限り農地法3条の別段面積(下限面積)を1アールとし、農家以外のものであっても空き屋に付随した農地を取得できることとするものです。

なお、別段面積の設定については、農地法施行規則第17条第2項の規定による①遊休農地等が相当程度存在する区域について、②当該地域内の位置及び規模からみて、小規模農家が増えることにより周辺農地の効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれのない場合であることが認められるため、本申請に基づく別段面積を1アールと設定することに問題はないと思われま。

説明は以上です。

○議長(山下 忍) 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○委員(森 孝雄) 空き家付き農地ですが、空き家を取得して一緒に取得した農地は耕作するのですが、レストランや民宿をやりたいとその空き家を改造する場合、その意思にしたがって改造しているものかどうか、分れば教えてください。

○事務局(櫻井主査) 空き家を買ったあとに、空き家を改造することですが、農業委員会の農地の許可とは別になり、農業委員会の許可は不要になります。その他の手続きに関しては、関係法などの手続きが必要になる場合もあります。

○委員(森 孝雄) 農業委員会の許可には関係ないということですね。もし、やるのであればそのための申請が必要ということですね。分かりました。

○事務局(櫻井主査) 農地についてなにかやるようでしたら、農業委員会へ許可や届出が必要になる場合もありますが、空き家については農業委員会への許可や届出はありません。

○委員(森 孝雄) 農地で作ったもので何か作るなどの場合は必要ないですが、農地に駐車場などを作る場合とは問題が別ということですね。

○事務局(櫻井主査) はい、許可又は届出が必要になります。

○議長(山下 忍) その他、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員 (質疑なし)

○議長(山下 忍) ご質問も無いようでございますので、採決いたします。

この議案第63号 農地法第3条第2項第5号「別段の面積(下限面積)」について、別紙のとおり決定することにご異議ございませんか。

○出席委員 (異議なし)

○議長(山下 忍) 全員の賛成をいただきました。よって、この案件につきましては、別紙のとおり決定することに致します。

○議長（山下 忍） 次に議案第64号 農地法第5条について、7件を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

（議案第64号 農地法第5条について）

○事務局（磯口係長） 20ページになります。

議案第64号 農地法第5条について

下記のとおり許可申請書の提出があったので、許可するものとする。

なお、静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問する案件については、許可相当の答申があった場合、農業委員会会長が許可するものとする。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍  
件数は、7件です。

ページ変わります。

1番案件、譲受人は旭三丁目の無職〇〇〇〇さん、譲渡人は旭二丁目の無職〇〇〇〇さん、旭二丁目の無職〇〇〇〇さんです。

申請地は旭三丁目の田3筆271.66㎡、他地目併用全体面積は440㎡で、転用目的は住宅敷地拡張及び駐車場です。

場所は島田第五小学校から南西へ約300mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、申請地に隣接する宅地にて、家族4人で生活していますが、この度、近所のアパートに住む息子家族と同居することになったため、現在の住宅を増改築したく、申請に及びました。

計画としては、増築により住宅の建築面積が92㎡になります。住宅は木造2階建てで、駐車場4台を整備し、進入は東側の市道から、排水は北側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、住宅の敷地面積が建築面積の22分の100である418㎡以内に収まっていませんが、住宅敷地が不整形であり、駐車場も4台必要であることから、やむを得ないと考えます。周辺農地の営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

2番案件、譲受人は稲荷二丁目の会社員〇〇〇〇さん外2名、譲渡人は稲荷二丁目の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は稲荷二丁目の田、現況雑種地の1筆58㎡で、他地目併用全体面積は501㎡です。転用目的は住宅敷地拡張になります。

場所は島田第一小学校から南へ約100mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は現在、申請地東側にあった住宅の建替工事を行っており、土地の形状から自動車駐車の際は、車を縦に3台とめなければならない状況であるため、敷地内で車がすれ違える通行路の幅を確保したく、申請に及びました。

計画としては、拡幅により4mの通行路の幅が6mから8mになります。併用地に建築する住宅は木造2階建て、建築面積108㎡です。物置も併せて整備します。進入は西側の市道から、排水は南側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、住宅敷地の面積が500㎡を超えており、敷地面積が建築面積の22分の100である490㎡以内に収まっていませんが、住宅敷地が不整形であり、進入路から宅地への通行路が長いと、やむを得ないと考えます。今回の申請は無断転用の是正であり、周辺に農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。



3番案件、使用借人は吉田町の自営業〇〇〇〇さん、使用貸人は中溝町の農業〇〇〇〇さんです。申請地は、鵜網の山林、現況畑の1筆819㎡で、転用目的は家畜放牧です。

現状、申請地は既に家畜放牧地として利用されていますが、これは、5年前に使用借人が申請地の家畜放牧の利用について農業委員会事務局に問い合わせたところ、当時の職員の知識不足により、「申請地の家畜放牧について申請等は不要である」と案内をしてしまったためです。

場所は、神座小学校から北東へ約1.6kmに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）です。申請理由としては、使用貸人とは話がまとまっており、正式に許可を得るため、申請に及びました。計画としては、ミルクと肉を商業利用するための家畜、ヤギ20頭、ヒツジ2頭を放牧しています。

申請地内には雨をしのげる小屋が整備されており、家畜が逃げ出さないように周りは高さ1.5mの柵で囲われています。進入は西側の市道から、排水は給水設備がないため、ありません。使用借人は家畜の世話をするため、毎日、午前中は申請地にて家畜の世話をしています。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少ないため、許可するにやむを得ないと考えます。

22ページになります。

4番案件、賃借人は道悦四丁目の農業〇〇〇〇さん、賃貸人は愛知県稲沢市の会社員〇〇〇〇さんです。

申請地は阪本の田、現況畑の1筆477㎡で転用目的は農業用倉庫兼作業所、農作物直売所です。

場所は月坂保育園から南西へ約100mに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）になります。

申請理由としては、賃借人は現在、農業を営んでおり、耕作地に近く人目に付きやすい所に、農業用倉庫兼作業所・農作物直売所を整備したいと考えていたところ、賃貸人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、軽量鉄骨造平屋建、建築面積80㎡の農業用倉庫兼作業所1棟を整備し、直売所については農業用倉庫兼作業所に庇を付けて、その下で農作物を販売します。駐車場は9台整備し、進入は西側の市道から、排水は給水設備がないためありません。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地東側に農地が残りますが、その農地は賃借人が耕作している土地であり、進入路も確保されています。周辺農地への影響も軽微であり、賃借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

5番案件、譲受人は幸町の不動産業〇〇〇〇、譲渡人は稲荷三丁目の自営業〇〇〇〇さんです。

申請地は稲荷三丁目の田2筆1,627㎡、他地目併用全体面積1,799㎡で、転用目的は分譲宅地です。事業面積が1,000㎡を超えるため、土地利用事業承認案件になります。

場所は島田第一中学校から南へ約250mに位置し、用途地域内の農地であるため農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は不動産業を営んでおり、住宅地に適した申請地に分譲宅地を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地7区画と位置指定道路を整備します。区画面積は180㎡から200㎡です。進入は東側の市道から、排水は敷地内の道路側溝を通じて南側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はなく、譲受人の資金計画についても問題はないため、土地利用事業承認のうえ、許可するにやむを得ないと考えます。

22、23ページをご覧ください。

6番案件、譲受人は向島町の土木業・不動産業〇〇〇〇、譲渡人は河原二丁目の会社員〇〇〇〇さん外6名です。

申請地は河原一丁目の田7筆2,466㎡、他地目併用全体面積2,964㎡で、転用目的は分譲宅地です。

場所は島田市博物館から北へ約200mに位置し、用途地域内の農地であるため、農地区分は第3種農地になります。

申請理由としては、譲受人は不動産業を営んでおり、住宅地に適した申請地に分譲宅地を整備したいと考えていたところ、譲渡人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、分譲宅地11区画と道路を整備します。区画面積は167㎡から221㎡です。進入は東側若しくは西側の市道から、排水は敷地内の道路側溝と東側の市道の下を通り、東側の水路へ排水する計画です。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地周辺に農地はありますが、営農への影響は少なく、譲受人の資金計画についても問題はないため、土地利用事業承認のうえ、許可するにやむを得ないと考えます。

24ページをご覧ください。

7番案件、使用借人は吉田町の自営業〇〇〇〇さん、使用貸人は鶴網の会社員〇〇〇〇さん外3名です。

申請地は、鶴網の畑7筆、鶴網の原野、現況畑2筆の合計9筆3,107㎡で、転用目的は家畜放牧です。

場所は、鶴網公会堂から南西へ約200mに位置し、農地区分は農用地区域内農地（青地）です。

申請理由としては、使用借人は現在、別の場所で家畜の放牧を行っているが、大型の家畜がエサを独占してしまう傾向があるため、別途、小型の家畜のための育成牧場を整備したいと考えていたところ、使用貸人と話がまとまったため、申請に及びました。

計画としては、ミルクと肉を商業利用するための家畜、ヤギとヒツジ合計約20頭を放牧する計画です。放牧する家畜は5条3番案件の家畜から来月産まれる予定です。申請地内には雨をしのげる家畜用のビニールハウスを整備し、家畜が逃げないように周りを高さ1.5mの柵で囲います。工期は第一工期から第三工期を計画しており、第三工期は令和7年2月までを予定しています。進入は南側の市道から、排水は給水設備がないため、ありません。

許可基準に基づく検討状況としては、申請地に隣接する農地はありますが、営農への影響は少なく、使用借人の資金計画についても問題はないため、許可するにやむを得ないと考えます。

議案第64号 農地法第5条については以上となります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

○委員（久保田 哲） 4番と7番案件の養畜ですが、牧場の糞尿が河川に影響がないよう対策をとるといえるのでしょうか。今、環境の問題を言われる時代ですのでどうでしょうか。

○事務局（石原主事） 特に、具体的な対策はないですが、川に流れることはないと思います。

○委員（久保田 哲） 飼育するのが20数頭ということでそれほど影響はないと思いますが、最近では色々と問題になるので、汚水の処理柵を設置するとか、川に直接影響がでないようにした方がいいと思います。

○事務局（石原主事） 再度、影響がでないように申請者に指導をします。

○議長（山下 忍） 県への諮問案件になります、私も今まで諮問委員会にでていますが、こういった申請は初めてです。どの様な対策をするかしっかり確認してください。申請者ですが、自営業となっていますが、自営業でいいのか、畜産などの業種が必要でないか、再度確認をしてください。

○事務局（石原主事） 確認したところ、バナナを作っているようですが、他市では経営面積はないとのこと。申請無しで農地を借りていると思われます。

○事務局（磯口係長） 補足ですが、糞尿に関して現場で申請者に確認したところ、ヒツジとヤギですが、乾いた草を食べるので、糞も小さくそれほど尿が出ないとのこと。5年間山の上で飼育していますが、その状況を地元の人にも見てもらい今回の申請となったと聞いております。

経営面積ですが、吉田町では無いとのことですが、島田市で採草地ということで利用権設定をしており、今回の申請と合わせ、下限面積の40a は超えております。従事日数もほぼ毎日餌を与えているので問題ないと考えています。

○委員（久保田 哲） ヤギ、ヒツジで大型でないのもそれほど影響はないとは思いますが、指導をお願いします。

○議長（山下 忍） 農家資格はもう一度調べてください。大型家畜ではないですが、環境問題もありますので指導をお願いします。

○議長（山下 忍） 他に、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。議案第64号農地法第5条について、7件のうち1件については静岡県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申があった場合に許可することとし、また残りの農地法第5条、6件については、申請書の提出の通り許可することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって議案第64号の6件につきましては、申請書の提出の通り許可することにいたします。また、諮問する1件については、許可相当の答申があった場合に許可することにいたします。

○議長（山下 忍） それでは、次に議案第65号 非農地証明願について、1件を上程いたします。

○事務局（磯口係長） 25ページをご覧ください。

議案第65号 非農地証明願について

下記のとおり非農地証明願が提出されたので、これを証明するものとする。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

件数は、1件です。

ページ変わります。

申請者は伊太の〇〇〇〇さん。

申請地は、中溝町の農地1筆34㎡。用途は宅地です。

昭和62年頃、はなみずき通りの拡張工事により、申請地が残地となりました。

平成10年、申請者の叔父が隣接地に住居を建て、宅地の一部として使用し現在に至ります。

申請者は、令和4年相続により申請地を取得した際、農地であることを初めて知り、今回の申請とな

りました。

場所は、島田警察署から南東に約300m、島田消防署から西南西に約500mに位置しています。

本申請に伴い、10年以上宅地として使われている旨の第三者からの証明及び、宅地として課税されていること、用途地域内であることを確認しております。

現況は、一部建築物が設置され、日常の宅地への進入路及び駐車場となっていることから農地としての復元が困難であり、非農地とする条件に該当することから、やむを得ないものとする考えのものです。説明は以上です。

○議長（山下 忍） 本件につきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○議長（山下 忍） 道路買収による残地とのことですが、先般、国、県による公共事業の場合届出も不要とのことでしたが、農地台帳の訂正はどの時点でやりますか。

○事務局（磯口係長） 農地台帳については、年に一度課税台帳と突合を行っています。分筆登記や買収があれば登記されますので突合で確認ができます。その時に内容を確認して台帳を修正しています。

○議長（山下 忍） 他に、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。  
この議案第65号 非農地証明願について、証明することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 全員の賛成をいただきました。よって、この案件につきましては、非農地と証明することにいたします。

○議長（山下 忍） 次に、議案第66号 農用地利用集積計画について、21件を上程いたします。事務局の説明を求めます。

（議案第66号 農用地利用集積計画について）

○事務局（磯口係長） それでは、27ページをご覧ください。

議案第66号 農用地利用集積計画について

農用地利用集積計画（第10号）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定の依頼があったので、これを決定するものとする。

令和5年1月16日提出 島田市農業委員会会長 山下忍

総数は21件で、その内訳ですが、所有権移転につきましては1件で1,658㎡。

利用権設定につきましては使用貸借が8件で13,700㎡。賃貸借が6件で9,249㎡。転貸につきましては使用貸借が4件で3,222㎡。賃貸借が2件で3,577㎡。

これらの畑と田の内訳は右に記載のとおりとなっています。

ページ変わります。

所有権移転から説明します。

申請地は、阪本の田 1 筆、1,658㎡。

譲受人は、阪本の〇〇〇〇さん、譲渡人は阪本の〇〇〇〇さん。

利用目的はミニトマトで、親子間の贈与です。

こちらは、12月19日に今村推進委員と、増田推進委員に立会いをしていただきました。

申請地は青地で、譲受人の〇〇〇〇さんは、認定新規就農者で、現在申請地の農地を耕作しており、今後の適正な管理も見込まれることから、所有権移転について問題ないと思われま

続きまして、利用権設定について説明します。

農用地利用集積計画(利用権の設定)について設定期間ごとに、面積、設定する利用権の種類等の説明をします。いずれも2月1日貸借開始となります。

29ページをご覧ください。

設定期間3年間の内訳です。

全部で5件、計11筆で面積は合計8,923㎡です。

権利の種類はすべて使用借権、再設定が2件、新規設定が3件です。

30ページをご覧ください。

設定期間4年間の内訳です。

全部で3件、計5筆で面積は合計4,830㎡です。

権利の種類はすべて賃借権、新規設定です。

31ページをご覧ください。

設定期間5年間の内訳です。

全部で3件、計4筆で面積は合計3,394㎡です。

権利の種類は賃借権が1件、使用借権が2件、再設定が1件、新規設定が2件です。

32ページをご覧ください。

設定期間9年間の内訳です。

1件、2筆で面積は3,134㎡です。

権利の種類は使用借権、新規設定です。

33ページをご覧ください。

設定期間10年間の内訳です。

全部で2件、計4筆で、面積は合計2,668㎡です。

権利の種類はいずれも賃借権、再設定です。

34ページをご覧ください。

続いては農地中間管理事業の一括方式を利用した転貸によるものです。

設定期間5年間です。

全部で3件、計5筆で面積は合計4,272㎡です。

権利の種類は使用借権が2件、賃借権が1件、すべて新規設定です。

35ページをご覧ください。

設定期間8年間です。

1件、1筆で面積は1,377㎡です。

権利の種類は賃借権、新規設定です。

36ページをご覧ください。  
設定期間10年間です。  
1件、1筆で面積は811㎡です。  
権利の種類は使用借権、新規設定です。

37ページをご覧ください。  
設定期間19年間です。  
1件、1筆で面積は339㎡です。  
権利の種類は使用借権、新規設定です。

以上で説明を終わります。以上で説明を終わります。

○議長（山下 忍） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

○出席委員（質疑なし）

○議長（山下 忍） ご質問も無いようでございますので、採決いたします。この議案第66号の農用地利用集積計画、21件について決定することにご異議ございませんか。

○出席委員（異議なし）

○議長（山下 忍） 関係委員を除く委員の賛成をいただきました。よって、この21件につきましては、計画書の提出どおり決定することにいたします。

○議長（山下 忍） 以上をもちまして本日の案件は終了いたしました。  
これをもちまして、総会を閉会いたします。